

ひめじ農業委員会だより



第108号

令和2年(2020年)8月発行

編集・発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809

ホームページ <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000002578.htm>



ブルーベリーと収穫の様子（姫路市農業振興センターにて撮影）

会長就任のごあいさつ



農業委員会
会長 岸本 英夫

会長就任にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方には、日頃から農業委員会の活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。全世界を巻き込んだ新型コロナウイルスの感染拡大は依然として予断を許さず、農作物の輸入に悪影響が出るのが懸念される中、今後益々国産農畜物産の安定的な生産・供給という農業の使命は大きくなると思われれます。反面、全国的に米価の低迷、担い手不足、農地の荒廃が進むなど、農業経営を取り巻く情勢は厳しいと言わざるを得ません。

このような環境情勢の中、姫路市農業委員会の会長職を仰せつかり、重責を痛感しております。

本市におきましても、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加、有害鳥獣被害等により、農地利用最適化の推進が重要な課題となっております。これを受け、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、地域に密着してより効率的かつ効果的な施策に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、姫路市の農業振興・発展に寄与すべく、姫路市農業委員会一丸となって精一杯取り組みますので、皆様のご支援とご協力をよろしくお願いいたします。

新しい農業委員・ 農地利用最適化推進委員を 紹介します

任期 令和2年8月1日～令和5年7月31日



飯塚 祐樹 (古知)	橋本 静枝 (前之庄)	小林 忠明 (林田)	会長職務代理者 大塚 正稔 (白鳥)	田麿 仁志 (曾左)
大谷 正幸 (林田)	篠本 忠美 (太市)	佐伯 蒞 (白鳥)	坂口 博幸 (曾左)	尾川 和男 (安富南)
菅長 啓一 (上管)	大江 廣明 (山之内)	山口 福夫 (菅生)	市村 耕一 (置塩)	山下 善文 (伊勢)
山本 勉 (安富北)	馬鉢 哲郎 (安富中)	有近 正人 (蒔野)		

(北西部 農 6名、推 12名)

福永利一 (船津)	萩原 和好 (豊富)	松尾 富昭 (谷外)	宮下 裕光 (別所)	会長 岸本 英夫 (花田)
竹中 政司 (御国野)	竹中 隆一 (四郷)	井上 哲夫 (花田)	田中 博 (香呂)	福岡 溜 (山田)
泥 信幸 (豊富)	山口 幹男 (豊富)	富士原 克己 (谷外)	小寺澤 英幸 (谷内)	市村 博道 (別所)
青田 幸一 (船津)	東郷 俊孝 (船津)			

(北東部 農 7名、推 14名)

新体制がスタートしました

19名の新たな農業委員が市長から任命され、会長に岸本 英夫氏(北東部)、会長職務代理者に大塚 正稔氏(北西部)、青田 誠氏(中南部)が選出されました。
また、農地利用最適化推進委員 36名が農業委員会から委嘱され、合わせて55名での新体制が8月1日からスタートしました。

姫路市農業委員会委員辞令交付式

橋本 和太 (高岡)	奥野 彰悦 (荒川)	会長職務代理者 青田 誠 (城北)	高濱 宏章 (網干)	田口 繁克 (八幡)	岡本 富博 (糸引)	三木 輝男 (英賀保)	中塚 良幸 (手柄)
佐藤 日出男 (余部)	濱田 能秀 (旭陽)	船引 政則 (大津)	小西 博幸 (勝原)	水野 守弘 (的形)	松田 勲 (糸引)	岡田 良造 (高浜)	田尻 清敏 (砥堀)

(中南部 農 6名、推 10名)

炭谷 和人 (中寺)	大藤 隆博 (山田)
中川 千秋 (香呂)	嵯峨 基明 (中寺)

農家の皆さんへのお願い

農地の適正管理を

耕作放棄地は、雑草や害虫の発生が周辺に迷惑を与えるばかりでなく、不法投棄や火災を招く恐れもあります。農地の所有者は、有効活用、草刈りなど適正管理に努めましょう。

農機具による事故の防止を

トラクター等の整備不足や人的ミスにより、農作業中の転倒・転落事故が増えています。

☆事故防止対策の3つのポイント☆

- ① 確実な運転操作とブレーキ連結の確認を
- ② 安全キャブ・フレーム装着とシートベルトの着用を
- ③ ランプ類や低速車マーク等の取り付けを

農薬の適正使用を

農薬を散布する際は、近隣農家や周辺住民とコミュニケーションをとる、風の少ない時間帯に使用するなど、周辺環境に配慮をしましょう。

水門などの適切な管理を

近年、異常気象が多発しています。突発的な集中豪雨の際などには、水門や堰板などの適切な管理をお願いします。

農機具についての土の後始末を

耕起作業後、道路に田畑の土を落としたまま移動すると、スリップ事故の原因にもなり危険ですので、農機具の土を除いてから移動するようにお願いします。

しっかり積み立て、がっちりサポート！
安心で豊かな老後を！

農業者年金に加入しませんか!!

右記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。

農地を持っていない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

<加入要件>

- ① 年齢要件…60歳未満
- ② 国民年金の要件…国民年金第1号被保険者
- ③ 農業上の要件…年間60日以上農業に従事



委員活動状況（活動記録カード提出数）

(令和元年8月1日～令和2年7月31日)

活動内容	件数
農地転用現地確認	536
農地の売買・貸借	135
農地関連相談(転用・相続など)	77
農地パトロール・遊休農地対策	42
その他	175

令和元年農地転用等申請(届出)集計

(平成31年1月1日～令和元年12月31日)

		件数	面積(ha)
3条	所有権	124	17.62
	耕作権	32	7.65
4条	届出	185	8.29
	申請	40	3.18
5条	届出	514	35.93
	申請	96	8.86

★農地法第3条申請とは・・・

農地を耕作目的で所有権を移転し、又は賃借権等を設定する場合の申請。

★農地法第4条申請(届出)とは・・・

所有者自らが転用する場合の申請(届出)。

★農地法第5条申請(届出)とは・・・

転用に際し所有権の移転又は賃借権等の設定を伴う場合で、新たに権利を取得する者が転用する場合の申請(届出)。

★農地法第4条、第5条における「申請」と「届出」の違い

市街化区域以外農地の転用の場合は、「申請」による県知事許可であり、市街化区域内農地の転用の場合は、「届出」による農業委員会受理。

林田チャレンジ農園



姫路市林田町口佐見
(はやしだ交流センター
「ゆたりん」北)

農作業を手軽に楽しむことができる普通農園区画の他、本格的な農業にチャレンジできる講習付き区画を備えた新しい農園です。どちらの区画も利用者が決まり、5月より農作業を楽しまれています。

【問い合わせ】
農政総務課 TEL: 079-221-2472

◆農地の転用は許可申請(届出)が必要です!

農地を住宅や駐車場など農地以外の用途に使用(転用)する場合は、農地法の許可(届出)が必要です。許可を受けずに耕作以外の用途に使用している場合は、違反転用になります。

◆農地を相続したら届出が必要です!

相続等で農地の権利を取得した場合は、法務局での所有権移転完了後、農地の所在する市町村の農業委員会に届出が必要です。

農事相談室

月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日	2	7	4	2	6	3	3
曜	水	水	水	水	水	水	水

◎原則、第1水曜日 午前10時～12時

◎場所 農業委員会室(姫路市役所 本庁舎9階)

◎問い合わせ 姫路市農業委員会事務局 TEL 079-221-2823

農地の売買・貸借、相続税等納税猶予など、お気軽にご相談ください。なお、事務手続きなどのご相談は、随時受け付けています。